愛媛県サービス管理責任者等研修事業指定要領

第1 目的

この要領は、「サービス管理責任者研修事業の実施について」(平成18年8月30日障発第0830004 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の「サービス管理責任者研修事業実施要綱」(以下「研修要綱」という。)の9に基づき、愛媛県内でサービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修事業(以下「研修事業」という。)を実施する者として知事が指定を行う場合の取扱いについて定めるものとする。

第2 研修事業の実施者に関する要件

- (1) 研修事業の実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (2) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の 状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 講師について、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、各科目を担当するために適切な人材が適当な人数確保されていること。

第3 研修事業の内容に関する要件

- (1)研修事業が、研修要綱に定めるいずれかの研修についてその内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。
- (2) 研修カリキュラムが、研修要綱までに定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。ただし、受講者の希望等を考慮して、時間数を延長し、又は必要な科目を追加することができる。

第4 研修受講者に関する要件

- (1) 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を 定め、公開すること。
 - ① 開講目的
 - ② 研修事業の名称
 - ③ 実施場所
 - ④ 研修期間
 - ⑤ 研修カリキュラム
 - ⑥ 講師氏名
 - ⑦ 研修修了の認定方法
 - ⑧ 開講時期
 - ⑨ 受講資格
 - ⑩ 受講手続(募集要領等)
 - ① 受講料等
- (2) 研修修了者には修了証書(別紙1、2) を交付するものとする。

第5 指定の申請等

- (1)研修事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる必要事項を記載したサービス管理責任者 等研修事業指定申請書(様式第1号)を、募集を開始する日の1月前までに知事に提出しなけれ ばならない。
 - ① 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所)
 - ② 研修事業の名称及び実施場所
 - ③ 研修事業開始予定年月日
 - (4) 学則等
 - ⑤ 研修カリキュラム
 - ⑥ 講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別
 - ⑦ 研修修了の認定方法
 - ⑧ 研修事業開始年度及び次年度の収支予算の細目
 - ⑨ 申請者の資産状況(申請者の財産目録、貸借対照表等)
 - ⑩ その他指定に関し必要があると認める事項
- (2) 申請者が法人であるときは、申請書に定款、寄附行為その他の規約を添付すること。
- (3) 研修事業を実施する者として指定された者(以下「指定研修事業者」という。)は、当該指定の申請内容に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事に対し、サービス管理責任者等研修事業指定変更届(様式第2号)により届け出なければならない。この場合において、(1)の①から⑩までの事項を変更しようとするものであるときは、当該変更について知事の承認を受けなければならない。

第6 事業実施計画書の提出

指定研修事業者は、毎年度、あらかじめサービス管理責任者等研修事業実施計画書(様式第3号) に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- ① 学則等(募集要項)
- ② 研修カリキュラム
- ③ 研修日程表
- ④ 研修事業に係る収支予算の細目
- ⑤ 定款、寄附行為その他の規約(申請者が法人で指定後に変更があった場合のみ)

第7 事業実績報告書の提出

指定研修事業者は、毎年度、研修事業の終了後速やかにサービス管理責任者等研修事業実績報告 書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければない。

- ① サービス管理責任者等研修修了者名簿(様式第5-1、5-2号)
- ② 研修事業実施年度の収支決算の細目

第8 研修事業の廃止

- (1) 指定研修事業者は、研修事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、知事に対し、サービス管理責任者等研修事業廃止届(様式第6号)により届け出なければならない。
- (2) 知事は、(1) の規定による届出があったときは、当該届出に係る研修事業者の指定を取り消すものとする。

第9 調査及び指導

- (1) 知事は、研修事業の実施等に関して必要と認められるときは、指定研修事業者の事務所及び研修実施場所等において実地に調査を行い、又は指定研修事業者に対し報告を求めることができる。
- (2) 知事は、(1) の規定による調査又は報告の結果、研修事業に適正を欠くと認めるときは、指定研修事業者に対して改善指導を行うことができる。
- (3) 知事は、(2) の規定による改善指導に指定研修事業者が従わないときは、改善が認められるまでの間、研修事業の中止を命ずることができる。この場合において、知事は、あらかじめ、書面をもって当該指定研修事業者に通知するものとする。

第10 指定の取消し

- (1) 知事は、指定研修事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。
 - ① 第2に掲げる要件に適合しなくなったとき。
 - ② 指定の申請又は実績報告等において虚偽の申請又は報告を行ったとき。
 - ③ 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき。
 - ④ 第9の(2)の規定による改善指導に従わず、かつ、改善の見込みがないと認められるとき。
 - ⑤ その他、研修事業を適正に実施する能力を欠くと認められるとき。
- (2) 知事は、(1) の規定により指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、書面をもって指定研修事業者に通知するものとする。

第11 聴聞の機会

知事は、第9の(3)の規定により研修事業の中止を命じ、又は第10の(1)の規定により指定を取り消そうとするときは、当該指定研修事業者に対して聴聞を行うものとする。

第12 その他

- (1) 指定研修事業者は、研修事業の運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意しなければならない。
- (2) 指定研修事業者は、研修受講者が実習等において知り得た個人の秘密の保持について、研修受講者が十分に留意するよう指導しなければならない。
- (3) 指定研修事業者は、研修受講者の研修への出席状況、成績等に関する書類、事業に係る収入及 び支出に関する書類その他関係書類を整理し、研修事業の終了の翌年度から起算して5年間保管 しなければならない。
- (4) 知事は、研修事業者の指定状況を記録するため、サービス管理責任者等研修事業者指定台帳(様

式第7号)を備えるものとする。

附 則

1 この要領は平成18年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は平成24年10月9日から施行する。
- 2 要領改正の際に現に指定研修事業者である者については、改正後要領による指定があった者とみなす。

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和5年11月24日から施行する。